

最上製造ノ件

六

1224

最上

秘

42

軍令部長

次長

第三部長

第四部長

第一部長

第二部長

會計課長

作戦課長

主任

局長

大正九年九月

大正九年九月

大正九年九月

副官

参事官

局長

局長

大正九年九月

大臣

次官

大正九年九月

局長

局長

局長

局長

第二号通報製造契約の件

臨時事務費艦艇補足費の件

官廳事務第一二五號

大正九年九月

1225

秘

最上

4
H

軍令部長

次長

第三部長

第四部長

艦政本部長

副官

大臣

次官

辛未年九月 廿二日 起案

參事官

海務局長

經理局長

第二号通報艇製造契約の件

臨時事務費艇艇補足費ヲ以テ製造スル事第一号

官房機密第一二五號

津村
十九

1226

1225

通報艦の私立製造所を製造見見のりは雨
 り心長崎三菱造船所を於て兵器兵備品ヲ除
 千金九拾五萬圓を請員に於て七月に於
 工七のり(千金)申出の右に三當ノ便於認
 糸別糸契約書案ノ角り三菱會社
 社に契約のり(千金)認領書及豫算書
 係仰賜裁也

第二号通報艦要領

第二号通報艦

垂線間ノ長

三百呎〇吋

二八〇呎〇吋

全長

三百拾六呎〇吋

三〇五呎〇吋

最大幅

三拾七呎六吋

三三呎一吋

深

拾八呎〇吋

一七呎〇吋

喫水

前部

八呎六吋

八呎〇吋

後部

拾七呎〇吋

一一呎

平均

九呎九吋

九呎九吋

排水量

千三百五拾噸

一三五〇噸

実馬力

八千馬力

六五〇

速力

北拾三海里

二二海里

兵装

四七吋速射砲

十二斤速射砲

十八吋水雷艇射管

七五瓏米突標海燈

四三〇

四三〇

三〇〇

三〇〇

（新島北村約）

臨時軍事費艦艇補充費第二号通報艇豫算

第二号通報艇	豫算額			
	三十一年	三十二年	三十三年	三十四年
船體部	三、五、三、九〇〇	二、九、八、七五〇	二、〇、一、三五〇	三、五、三、九〇〇
機関部	五、四、八、〇〇〇	三、三、一、三三〇	三、三、六、三七〇	五、〇、〇、〇〇〇
備品費	三、一、二、〇〇〇	一、一、三、三八〇	一、八、七、六三〇	二、〇、〇、〇〇〇
附屬費	五、九、九、八〇	二、四、九、四九〇	三、三、八、五一〇	三、二、九、八〇〇
進水式費	二、〇、〇、〇〇〇	一、〇、〇、〇〇〇	〇	〇
豫備費	二、四、六、三〇〇	〇	一、五、〇、〇〇〇	九、四、六、三〇〇
	一、〇、四、七、〇〇〇	四、八、三、三五〇	四、七、一、三七〇	五、三、一、〇〇〇

契約案

内務省政本部長より局長へ六月一日返報に依り製造ノ製造
ノ長崎市三菱造船所持三菱造船會社業務擔當社長岩崎久弥ニ請願公シ
ノ契約ヲ為ス左ノ如シ

第一條 本契約に依り請願者ニ於テ製造スルキ通
報に依り契約書ニ附屬スル製造方法書本冊及
圖面（自前巻四号）四枚ニ據り製造シ船體機具及
機装ヲ完成スルモノトス但シ本船ノ動作ヲ完全
有効ナラシムルニ必要ニシテ且当然施スルキ工率ニ製
造方法書又ハ圖面ニ特ニ記載ナキモノトモモ請願
者ニ於テ之ヲ完成スルモノトス

第二條

本記ニ備附ヘキ兵谷測畚及帶示ノ友
於テ本記受領ノ後之ヲ備附ヘシト雖モ本記引渡
者ニ於テ本記ニ取付又ハ備付ヲ要スルモノハ請員
者ニ於テ友ヲ力供給シ受ケ本記ニ取付又ハ
備付ヲ要スルモノトス

第三條

前條ニ依リ請員者ニ於テ本記ニ取付又ハ
備付ヘキ物佛位世標由軍工廠ニ於テ請員者ニ
交付ス請員者ニ其運搬ヲ負擔シ自己ノ工場
ニ持込ムモノトス
前項ニ依リ請員者ニ於テ受領シタル物件ハ本記
ノ引渡ヲ終ルマテ毀損亡失其他一切ノ損害ニ對シ

請員者其責を任スルモノトス

第四條

本館製造中由官稅改本部長に監督者
ヲ請員者ノ工場に派遣シユラテ監督セヨ不完
全ノ工事アルトキハ之ヲ改訂セシムルモノトス又請員
者に監督者ノ必要ト認ムル書類は以て附屬有
ラテ監督者に提出スルモノトス

第五條

本館製造及様装ニ使用スヘキ材料及
物品に總テ其使用ノ目的ニ適スル最良ノモノトシ
テ請員者に製造方法書ノ規定ニ據リ其材料
試験若クハ検査ヲ施シテ監督者ノ承認ヲ受クヘシ
製造方法書ニ試験検査ノ規定ナキ材料物品ト

虽モ監督者ニ於テ必要ト認ムルモノハ請負者ニ於テ
其要求ニ應シ試験若クハ検査ヲ施シ監督者ノ
承認ヲ受クルモノトス

第六條 前條ノ材料及物取ニシテ使用ノ目的ニ適
セサル故ラ以テ監督者ニ於テ排斥シタルモノハ請負
者ハ直ニ他ノ材料又ハ物取ヲ以テ之ニ引換ヘシ其
引換ヘタル材料又ハ物取モ亦前條ニ依リ監督者
ノ承認ヲ受クヘシ但シ之カ方々第七條ノ引換
期限ヲ延長スルコトヲ得ス

第七條 本條ノ取罷、機具、補助機械若クハ機装
ノ構造又ハ使用材料及物取中特許若クハ意

匠者用機シ有るモノアルトキハ請負者ニ於テ其特
許若クハ意匠ノ使用料ヲ仕拂ヒ特許意匠ノ匠
者ニ對シ責任ヲ負フモノトス

第八條 請負者ハ製造方法書ニ記載シタル固有及
目錄類ヲ複製シ或ハ其形改本部長ニ載出ヲ提出
シ其他又本機ニ老組ヲ備付ルモノトス

第九條 本契約締結後本機ニ改造又ハ新設等
ノ工事ヲ必出トシ之ニ對シ請負金額ニ増減ヲ
爲シ若クハ引渡期限ニ伸縮ヲ爲スルトキハ本機
改本部長ト請負者トノ間ニ書面ヲ以テ取極メルニ
アラサレハ其効ナキモノトス

第十條

本船ノ製造完了シタルトキハ請負者ハ其
工事ニ故障ナキヲ保証スルガノ自己ノ費用及
責任ヲ以テ尤ノ規定ニ依リ豫行試運轉ヲ施行
シ且監督者ノ承認ヲ受クヘシ

豫行試運轉ハ本船ノ常備状態ニ於テ約四英里
ノ標柱間ヲ全カヲ以テ六回順潮三回 逆潮三回航行シ其速
力及馬力ヲ測定スルコト

本船ノ實際ノ喫水製造方法書ニ記載シタル常備
状態ノ計畫喫水ヲ超過シタルトキハ其實際ノ喫
水ニテ豫行試運轉ヲ施行シ若シ實際ノ喫水計
畫喫水ニ至ラサルトキハバラストヲ以テ計畫喫水ニ
至ラシメ之ヲ施行スルモノトス

第十二條

請負者、於テ本契約ノ條項ヲ遵守セス又
本契約ノ製造ヲ完了スル能ハサルトキハ尙旨形政
本部長ハ請負者が本工場の借セシカハ、准備
シ若クハ購入シタル材料物品ヲ使用シ友ノ手ヲ
以テ直接其工場の施行シ之ニ要シタル費用ハ請負
者、仕拂フヘキ金額ヨリ引去ルヘシ若シ仕拂フヘキ
金額ニテ不足スルトキハ請負者之ヲ辨償スルモト
ス但シ友ニ於テ直接工場の施行スル場合ニハ請
負者ノ工場、機械及碎工ヲ使用スルコトアルヘシ

第十三條

請負者、於テ製造ヲ完了ストモ製
造方法書ニ規定シタル寸法等ヲ遵守セスル

不吉ノ重量ヲ増加シ又ニ製造ユズノ不完全素
クニ材料物品ノ不良ニ基因シ後行試運轉ニ故
障ヲ生シ其他監督者ニ於テ本船ヲ通報スル
ノ役務ニ適セサルモト認定シタルトキハ由專政本
部長ニ本船ヲ領收セズ本契約ヲ解除スルコトア
ルヘシ

第十三條 本船引渡後六ヶ月以内ニ船體機架
若クハ機装等ノ工事ニ不完全ノ個所又ニ不良
ノ材料物品アルヲ發見シ若クハ不完全ノ工事ヲ
施シ又ニ不良ノ材料物品ヲ使用シタルニ基因シ其
局部若クハ其局部以外ニ損傷ヲ生シタルトキハ請
負者ニ及ノ指定シタル期限内ニ於テ自己ノ費用ヲ

以テ完全ナルモノト引換ヘ又ハ損害ノ個所ヲ改修ス
ヘシ但シ友ノ都合ニ依リは工廠ニ於テ引換又改
修ノ工事ヲ施行スルコトアルヘシ此場合ニ於テハ請負者
ハ其費用ヲ辨償スルモノトス

第十五條 前條ノ引換又改修ニ至リテ請負者ノ工
場ニ於テ施行スルコト能ハサルトキハ請負者ハ友ノ兼
認ヲ受ケ他ノ立場ニ工事ヲ委託スルコトヲ得

第十五條 請負者ハ友ヨリ逐次仕拂ヲ受ケタル金額
ヲ擔保スル為メノ融機、棧、架、及、機、装、物、又、材、料、物
品ヲ友ノ兼認シタル保險會社ノ保險ニ付シ其保
険證書ヲ友ニ送付改本部長ニ出スヘシ但シ請
負者、都合ニ依リ保險ニ代フルニ其保險額ニキ金額
ニ對シ公債證書(時價ヲ以テ)ヲ海軍艦政本部長
ニ差出し置クコトヲ得

諸員者、又第十條ノ豫行試運轉施行中の上
其他各種ノ危険ニ対シ前項ニ依リ本船ヲ保險
ニ付スヘシ

第十六條 諸員者、本船ノ工事ヲ悉皆完成シ第十條
ノ豫行試運轉ヲ故障ナク終了セシメ舞崎港ニ
於テ右ノ件令下シタル領収書及本船ヲ引渡
スヘシ

第十七條 本條ノ引渡期日、本契約締結ノ日より
算シテ指七ヶ月以内トス

第十八條 本船製造諸員代價、金九拾五萬圓

ト定ノ之ヲ在、通リ七回ニ分テ請負者ニ仕拂
フモノトス但シ第ハ條ニ依リ請負金額増減シタルト
キハ第七回ノ仕拂金額ニ於テ増減スルモノトス

第百回 本契約締結ノトキ金指参美四千円
第百回 鋼材及金指ヲ總額五千圓補助
金指参美六千円

第百回 鋼材全部組立ヲ終リ外装板付及補助機機製造
指参五以上達スルハ金指参美六千円

第百回 防 射 指参五以上達シタルハ

第百回 本 六

ト定ノ之ヲ在ノ通り七回ニ分テ請負者ニ仕拂
フモノトス但シ第の條ニ依リ請負金額増減シタルト
キハ第七回ノ仕拂金額ニ於テ増減スルモノトス

第二回 本契約締結ノトキ金指参第四千四百

元 計百噸ノ鋼材及金房ヲ建築工主補助汽

機汽銃ニモ之ニ相もスルニテ施行シタルトキ

金指参第六千四百

鐵材ノ家ニ想ヒ金材材ノ全部ヲ組立テ板ノ半ニテ百イノ汽管
製造ヲ終リタルトキ金

第三回 防水區劃中敷ノ防水試験ヲ終リ甲板

敷張リ付テタルトキ金指参第六千四百

第四回 本館ノ造水ヲ安全ニ終リタルトキ金指参第

六千四百

第百商

豫行武運轉ヲ故障ナク終リタルトキ金

指参考第六十四

第百商

第百六條ニ依リ本條ノ引渡ヲ終リタルトキ

金指参考第六十四

第百九條

本條ノ引渡第百十七條ノ數日ヲ経過シタルト

キ其翌日より起算シ遲延日數壹日ニ付金百

五拾圓其遲延日數六拾壹日以上ニ及フトキハ六

拾壹日目ヨリ壹日ニ付金壹百圓ヲ請負者ヨリ友

ニ納付スヘシ但シ第百九條及第百二十三條ニ依リ延期ヲ

許サレタル日數元ノ引渡多クハ本條ノ遲延日數

ニ算入セズ

第二條

前條ノ摩延日數百ヲ超る日以上ニ及ブト

キハ由軍ヲ改本部キハ本契約ヲ解除スルカ或ハ第
十條ニ依リ致スルコトアルヘシ若シ摩延日數百
ヲ超る日以上ニ及ビ由軍ヲ改本部長本邦ヲ領
收スルトキハ其百ヲ超る日ヨリ毫日ニ付金五百
圓ヲ請負者ヨリ友ニ納付スヘシ

第三條

第二條又ハ第二十條ニ依リ契約ヲ解除セラ

レタルトキハ請負者ハ本邦製造ニ対シ友ヨリ仕拂
ラ度ケタル金額ヲ解約ノ日ヨリ 参ケ月以自
友ニ納付スヘシ

第二十二條

引渡期日ハ天災其他辭ノヘカラサシ事変

即チ火災、洪水、疎工、同盤罷工其他監督者に
 於テ遅リヘカラサル事案ト認定シタル事項ヨリ生シ
 タル遅延ハ之ニ対シ相席ノ延期ヲ許スルモ其
 記ノ項外ニ其因スル復請員者ニ於ケル材料物
 不ノ供給遅延其他請員者ノ工場及機械ノ毀
 損等ニ対シテハ監督者ニ於テ遅クヘカラサル事
 ト認定スルモノ、外延期ヲ許サ、ルモノトス但シ延
 期ヲ要スル事ニ於テ生シタルトキハ請員者ヨリ書
 面ヲ以テハ官廳政本部長ノ承認ヲ受クヘシ

第三條 請員者ハ本邦製造ノ以テ準備シ又ハ
 購入シタル材料物品ハ請員者ニ於テ有スル他、
 諸材料ト區分保管スヘシ其方法ハ監督者ノ

(浦橋北村納)

第貳ノ項ヲ受クルモノトス

前項ノ材料物品ハ請員者ニ於テ契約履行ノ擔保ニ供スヘシ

第三條

請員代價ハ第一條ニ依リ任拂請求書ヲ提出シテ日ヨリ拾五日以内ハ海軍省経理局ニ於テ請員者ニ拂渡スモノトス但シ第一項以後ノ任拂請求書ハ工率監督者ノ海軍省ヲ添付スヘシ

第四條

前條各條ノ記セサル事項ハ自今二十三年四月一日起先示第一号ノ工率請員規則ニ従フモノトス

右契約ノ施行ニテ本書式面ヲ作り雙方署名捺印ス

各自其志通ヲ保有ス
昭和二十八年十月十一日

海軍経政本部支那委員

東京市麹町区八雲洲町三丁目五番九

三菱倉庫株式会社

業務担当社員 岩崎久彌

(新橋北村納)

1
會計課
2
郵部
第三部

供
郵

10/102

電報 全明 八月十日 早到 海軍

受信者 大臣 佐領長友

寄上 大業 存 發見 工事 本月 十日 竣工 予定 台 同 能 長 多 敷

告

本館 局員

小 林 田 丸 丸 丸 丸 丸

局員

柏谷

872

1248

1248

供覽

景

九月十日



佐廠第一號

二六六

參謀



佐鎮

佐鎮

佐世保



九月十日

瓦力丸

海軍大臣男爵齋藤實毅

佐世保海軍工廠長藤井較一
廠長印

職表事務終結

軍艦最上職表事務本日終結候條別紙

裝負人名添付

右御届

別紙添付

艦政部

第三部

會計課

軍務局

人事局



海

軍

海軍

○	職装員	海軍中佐	木村剛
○	全	海軍機務少佐	三善康節
○	全	海軍大尉	井上猪之吉
○	全	海軍中尉	山本土岐彦
✓	全	全	角道吉
	以上		

海軍部

人事局

艦隊部

軍務局

第三部
會計課

佐鎮第五三六號 三二

明治四十一年九月二十一日

佐世保鎮守府司令長官代理

海軍少將 藤井 隆

大官身給済書

局長 變結了報告

軍艦最上新造工事竣工當工廠長

最上艦長 本月十六日授受結了候

報告

送

第一班
第三班

海軍

3
局

紙

信

着
船

報

供
電

電

102

第三班

局	着	局	發	名氏所居人信受	
取 第 二 班	付 受 午 後 分	付 受 午 後 分	第 一 第 四 部 日 號	友	電 報 局 第 四 十 五 號
第 一 班	分	分	報	報	
定指			指		
事記			事記		
番 信 號		紙 數		名氏所居人信發	
第 四 十 五 號		第 四 十 五 號		第 四 十 五 號	
印 附 日 信 着		印 附 日 信 着		印 附 日 信 着	
百		十		十	
十九		十		十	
十八		十		十	
十七		十		十	
十六		十		十	
十五		十		十	
十四		十		十	
十三		十		十	
十二		十		十	
十一		十		十	
十		十		十	

1256

海軍

電文譯

七月廿九日發

長崎 木村中佐

民間航政部長宛

標

本日三菱造船所より取上り領收也

右報告文

(3)

行政部

之助 得負

村上如友

目取上

艦政本部長



第三部長



第四部長



第一部長



第二部長



會計課長



副官



參事官

發行

五川

大臣

三十九年四月廿三日起案

次官



軍務局長



局員



整理局長



主任



1258

訓令案

臨時軍需費ニ付テノ暫定ニテ第一号通報

第一六五八號

製造方三菱會社請員ハシメ海軍總務部
長ヲシテ別命ノ通リ契約セシムル事
左ノ通リ先心得
兵器測器及備品ノ備付方兩計スル

明治三十九年八月

海軍大臣

佐野貞吉

- 一、契約第二條條ノ兵器測器及備品ノ備付方ハ
本艇領收ノ後佐野海軍工廠ニ於テ施行スル
艦川廣前ニ備付ク要スルハ同工廠ニ於テ請
負者ニ交付スル右ノ費總算金參萬千圓
百圓ニ定ム
- 二、契約第十六條ニ定ムル領收委員ハ其府ニ於テ

任存之長崎港、所是之申船、
領收之其軍
港、回航セ之云

28

此帳簿

先
長

次長

第一班
第二班
第三班

艦政本部長

第四部長
第三部長
第二部長
會計部長

副官

大臣

次官

四十年七月五日起案

軍務局長

總理局長

仰
裁
案

目下三隻志願所
於製志中、通部

官房第二九五號

皇上一、宮中十月十六日官房第四〇七〇番
 所決裁、基、重油混燒仕、置、設備致
 度、乾、別紙契、給書、業、通、加、書
 的、締、結、致、可、然、裁、仰、為、裁、仰、也
 明治四十年七月五日

備考

本件、要之費用、本館、製造、費、額
 此、後、心、子、又、年、以、也

1262

追加契約書(案)

海軍服政本部長ト三菱合資會社營業務
據當社員岩崎久弥トの間、締結シタル
明治二十八年十月十一日附通郵証製
造契約書、左ノ通、追加ニシテ茲ニ契
約ス

第二十六條 重油混燒装置設付方、圖ニ
別紙圖面拾五葉、通、以テ發工ノ事

第二十七條 追加ノ依リ増カシタル工事、圖
ニテ「オインバーナ」ヲ管給スル外一切其ノ
材料ヲ管給セサルトス

第二十八條 此追加に依り、本契約の書第十七條

に記載したる引渡期日、明治四十一年

五月三十一日トス

第二十九條 此追加に依り、増加したる工事請負

金額、全売美八千五百円トシ本契約の書

第十八條、第七回拂上同時、仕拂トス

トス

第三十條 此追加に依り、増加したる工事一切

に關し請負者の監査、秘密ヲ守ルキトス

トス

右追加、双方同意したる証トシ、此契約の書式

通シ作り、双方署名捺印シ各自其ノ本堂

通シ保有ス

明治二十一年八月二日

海軍總政本部長 片岡也郎

東京市麹町区八重海山町三丁目三番地

三菱火災海上火災會社

業務部長 岩崎久保

海軍

List of Drawings for "Oil Fuel".
(Engine Department)

	No. of Sheets.
(1) ✓ Pipe Arrangement.	1
(2) ✓ Filter. ✓	1
(3) ✓ Heater. ✓	1
(4) ✓ Filter. ✓	1
(5) ✓ Strainer Box. ✓	1
(6) ✓ Observation Window & Mirror. ✓	1
(7) ✓ Air Vessel. ✓	1
(8) ✓ Pump. ✓	1
(9) ✓ Water Collector. ✓	1
(10) ✓ Furnace Front Detail.	1
(11) ✓ Thermometer box & Ventilation.	1
(12) Burner Cone Detail	<u>1</u>

Total.No. of Sheets. ~~11~~
12

船體部
機油庫改正圖
機油庫及水及油庫改正圖
機油庫內之油庫改正圖

見積書

一金港萬八千五百圓
通報艦最上重油泥燒兼並設備費

但シロイルバツト山ニ中官給事

一後二期限運期

明治四拾陸年三月五日迄

右ノ通りニ申付也

明治四拾陸年三月五日於港日

三菱合資會社造船部長

行

海軍艦政本部長中居七郎殿

工務局長